
No. 29

2004年6月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第29回委員会の内容 P. 1
 - 第29回委員会の説明資料より抜粋 P. 3
 - 配付資料リスト P. 9
 - 委員会 委員リスト P. 11
 - これまで開催された会議等について P. 13
 - 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付 P. 14
-

平成16年5月8日(土)、第29回委員会が行われました。



【京都市勧業館「みやこめっせ」にて】

第29回委員会の内容

前回委員会以降の状況報告が行われた後、資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎案 比較表」を用いて、基礎原案からの主な変更点を中心に説明が行われ、委員との意見交換が行われました。

第29回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2004年5月8日（土） 16:00～19:00

場所：京都市勧業館「みやこめっせ」 B1階 第1展示場

参加者数：委員39名、河川管理者22名、一般傍聴者255名

1 決定事項

- ・淀川水系河川整備計画基礎案について報告が行われた。
- ・淀川水系流域委員会の今後の任務については、資料3に基づき了承された。
- ・対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員による検討会の開催が了承された。

2 審議の概要

①第28回委員会以降の状況報告

庶務から資料1「前回委員会（2/26）以降の状況報告」を用いて報告が行われた。

②淀川水系河川整備計画基礎案報告

河川管理者から資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎案 比較表」を用いて、基礎原案からの主な変更点を中心に説明が行われ、委員との意見交換が行われた。また、ダム等に関する調査検討については、6月末を目途に中間報告を行う旨の報告があった。主な意見は次の通り。

○はじめに

- ・崇高な考え方を掲げたことは良いことなので、今後はこれを自治体、住民にも理解していただけるよう努力すべきである。

⇒（河川管理者）流域委員会の場だけではなく、積極的に話をていきたい。

○計画策定 4章

- ・10頁に「相互に整合が図られるよう」とあるが、明らかに相反する事が起きた場合、どのように対応するのか。「相互」という言葉は、国が積極的に調整を図るべきとの観点から削除した方が良い。
- ・「相互」という言葉は、自治体等の主体性を尊重する必要があるとの観点から残した方が良い。

⇒（河川管理者）複数の計画が不整合であると良くないので整合を図るという一般的な姿勢を表明している。著しく相反する場合は、自治体等の意見を十分聞きながら調整していくたい。

○河川環境 4章

- ・18頁4.2.4にて流入総負荷量管理を図る水質管理協議会の設立が提起されているが、26頁の協議会の具体的役割の中に、その考え方が明記されていない。

○河川環境 5章

- ・21頁5.2(2)の「各地域毎に設置する淀川環境委員会等」の意味について説明してほしい。

⇒（河川管理者）既にある淀川環境委員会以外に、各地域毎の意見交換の場を作ろうとしている。紛らわしいので淀川という文字をとるなど、名称を検討する。

○治水・防災 2章

- ・33頁2.2.1の最後の段落は、段落末の表現としてはすわりが悪い。

○利水 4章

- ・48頁4.4は、利水の理念の考え方の転換を示している。さらに、需要要望に安易に応える開発はしないという姿勢を伝えて欲しい。

⇒（河川管理者）現在の状況を回復したいと言うメッセージであり、強く主張しているつもりである

○利用 4章

- ・55頁4.5および58頁5.5.2等に、「自由使用の原則」との表現が加えられたが、その趣旨は。
- ・8頁「河川整備の基本的な考え方」にも同様の記述がある。削除した方がよいのでは。

⇒（河川管理者）排他的な利用の実績があることを示したかった。さらに解説を加えたい。

○ダム 4章

- ・68頁4.7.1について、「社会環境」の意味を明確にして欲しい。

⇒（河川管理者）水没地域の生活者やその周辺も含めての影響全般を指している。

○進め方について

- ・基礎案をじっくり読んでから意見交換をした方が良い。これまでの意見の反映状況についても、確認する必要がある。

⇒（委員長）基礎案は、基礎原案に対する流域委員会の意見や住民、自治体からの意見を踏まえて作成されたものであり、流域委員会の意見を全て反映できるわけではないが、整備計画をより良い形で具体化するためには、流域委員会と河川管理者との意見交換が大切である。まだ、十分に議論を尽くしたとは言えないでの、今後実施の中でできるだけ時間をとって議論を深めたいと考える。

③委員会の今後の役割について

河川管理者から資料3「淀川水系流域委員会の今後の任務について（要請）」を用いて説明が行われ、委員会として了承された。

④ファシリテーターと委員との検討会の開催について

資料4「ファシリテーターとの検討会実施要領」を用いて説明が行われ、開催が了承された。なお、検討会の役割は、対話討論会の成果と課題を明らかにすること等であるという意見が出された。

⑤住民対話討論会に係る報告

資料5「住民対話討論会について」を用いて、猪名川河川事務所、木津川上流河川事務所、琵琶湖河川事務所より対話討論会の開催状況、主な内容について報告が行われた。

⑥一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から、基礎案について意見が出された。委員会意見の反映について、確認が要望され、委員長より十分に検討する旨の返答があった。主な意見は次の通り。

○委員会意見の反映について

- ・1頁に、基本的考え方として「意見を踏まえて」との表現があるが、委員会での意見が踏まえていない点があるので、委員会にて確認をお願いする。
- ・43頁で、宇治川の河道掘削が続行されることになっており、委員会での意見が反映されていない。委員会として確認をお願いする。

○内容について

- ・18頁に、「新たな施設による容量確保」とあるが、ダム以外の方法あるいは琵琶湖そのものの水位の向上を検討すべきである。
- ・43頁の一部に浸水被害の「解消」という表現が残っている。整合を図り、削除すべきである。
- ・69頁に、早期に調査検討を行いとの表現があるが、むしろ慎重に時間をかけて行って欲しい。
- ・住民への情報提供のあり方を、委員会においても良く見ていてほしい。

以上

第29回委員会の説明資料より抜粋

■資料2-2より

第29回委員会では、資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎案 比較表」をもとに説明があり、その後、意見交換が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

目次構成

はじめに

1. 流域の概要

2. 現状の課題

- 2. 1 河川環境
- 2. 2 治水・防災
- 2. 3 利水
- 2. 4 利用
- 2. 5 維持管理
- 2. 6 ダム
- 2. 7 関連施策

3. 河川整備の基本的な考え方

4. 河川整備の方針

- 4. 1 計画策定、実施のあり方
- 4. 2 河川環境
- 4. 3 治水・防災
- 4. 4 利水
- 4. 5 利用
- 4. 6 維持管理
- 4. 7 ダム
- 4. 8 関連施策

5. 具体的な整備内容

- 5. 1 河川整備計画策定・推進
- 5. 2 河川環境
- 5. 3 治水・防災
- 5. 4 利水
- 5. 5 利用
- 5. 6 維持管理
- 5. 7 ダム
- 5. 8 関連施策

基本的な考え方について

基礎原案

基礎案

はじめに

河川整備計画は、淀川水系流域委員会、住民、自治体等からの意見を聴き、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川及び流域の現状認識に基づき、基本的な考え方及び方針に沿って、今後20年から30年間に実施、或いは検討する具体的な施策を取りまとめ、策定するものである。

河川整備計画は、淀川水系流域委員会、住民、自治体等からの意見を聴き、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川及び流域の現状認識に基づき、基本的な考え方及び方針に沿って、今後20年から30年間に実施、あるいは検討する具体的な施策を取りまとめ、策定するものである。

策定にあたっては、平成12年7月に淀川流域委員会準備会議を設置し、学識経験者の意見を聴く場としての淀川水系流域委員会（以下「流域委員会」という）

の委員構成や運営方法等についての検討がなされ、同準備会議からの答申を受けて、平成13年2月に流域委員会を設置した。

流域委員会では、現地視察等を踏まえて、委員と河川管理者との間で、情報や意見の交換を行い、現状認識や課題の共有化に努めた。

平成15年1月には、流域委員会から河川整備計画策定に向けての基本的な考え方を示した「淀川水系流域委員会提言」が出された。

近畿地方整備局では、それまでの議論、流域委員会からの提言、ならびに住民や自治体からの意見を踏まえて、平成14年12月及び平成15年6月に、「河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）、（第2稿）」を公表し、さらに、平成15年9月には河川整備計画基礎原案を示した。

本河川整備計画基礎案は、河川整備計画基礎原案に対する流域委員会からの意見、新たに取り組んだ住民対話集会等での住民からの意見や自治体からの意見を踏まえて策定したものである。

基礎原案

3. 河川整備の基本的な考え方

6) 以上のような環境、治水、利水、利用の課題は、相互に関連していることを十分認識して対応しなければならない。また、これらの課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。

6) 以上のような環境、治水、利水、利用の課題は、相互に関連していることを十分認識して対応しなければならない。また、これらの課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力し健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。なお、見直しを行う場合には、これまでの経緯に十分配慮する。

基礎原案

基礎案

4. 河川整備の方針

4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

河川管理者は河川に関する情報の積極的な収集と解りやすい情報を発信し、住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける。

今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なる主体間の意思形成を有効に図るためにには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネイトする主体（河川レンジャー（仮称））の役割も期待される。

基礎原案

基礎案

5. 具体的な整備内容

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

(1) 情報の共有と公開及び意見交換

河川整備は、住民と河川管理者が互いに「知っていること」や「心配していること」を共有することから始まることを基本として、住民と河川管理者及び住民間における意見交換が行えるような機会（対話集会等）を継続的に設ける。

（後略）

(2) 住民との連携・協働

地域固有の情報や知識に精通している住民団体や地域に密着した組織等との連

4.1.3 情報の共有と公開、学識経験者、住民との連携・協働、自治体・関係省庁との連携

河川管理者は河川に関する情報の積極的な収集とわかりやすい情報を発信し、学識経験者、住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける。

今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から学識経験者、住民・住民団体との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なる主体間の意思形成を有効に図るためにには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネイトする主体（河川レンジャー（仮称））の役割も期待される。また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。

携事業や河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。

学識経験者、住民・住民団体と連携し、河川に係わる人材の育成の支援や、環境教育を推進する。

各領域について

(河川環境)

基礎原案

基礎案

4. 河川整備の方針

4.2 河川環境

（前略）

また、水、土砂、生物等多様な要素が複雑に依存し形成されている河川環境を保全・再生していくに際しては、人工的な改変によって川をかたち造るという発想ではなく、「『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリングを行い、河川環境の反応や、河川と連続する沿岸海域への影響を把握、評価してフィードバックを行う。なお、モニタリングは河川管理者が独自に行うことにも加えて、関係機関、住民及び住民団体との連携を進める。

4.2 河川環境

（前略）

また、水、土砂、生物等多様な要素が複雑に依存しあい、形成されている河川環境を保全・再生していくに際しては、人工的な改変によって川をかたち造るという発想ではなく、「『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリングを行い、河川環境の反応や、河川と連続する沿岸海域への影響を把握、評価してフィードバックを行う。河川環境の情報を一元化し、その結果を公表する。なお、モニタリングは河川管理者が独自に行うことにも加えて、関係機関、住民・住民団体との連携を進める。

(治水・防災)

基礎原案

基礎案

4. 河川整備の方針

4.3 治水・防災

4.3.1 洪水

（前略）

以上を基本方針とした上で、破堤による被害の回避・軽減を目標として、そのための施策を最優先で取り組む。具体的には、1)自分で守る（情報伝達、避難体制整備）、2)みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）、3)地域で守る（街づくり、地域整備）、4)堤防強化対策を実施する。

4.3 治水・防災

4.3.1 洪水

（前略）

以上を基本方針とした上で、破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む。なお、整備に際しては河川環境の保全・再生の観点を踏まえて行う。

具体的には、1)自分で守る（情報伝達、避難体制整備）、2)みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）、3)地域で守る（街づくり、地域整備）、4)堤防強化対策を実施する。

(利水)

基礎原案

基礎案

4. 河川整備の方針

4.4 利水

(1) 水需要の抑制

1) 水需要の抑制

再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化する。

2) 水需要の精査確認

今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。

4.4 利水

(1) 水需要の抑制

1) 水需要の抑制

琵琶湖の水位低下を抑制して河川の豊かな流れを回復することを目的とし、長期的な気候変動の不安要因を踏まえ、再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化する。

2) 水需要の精査確認

次項、3)、4)の見直しを具体的に進めていくために不可欠な作業である、現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、その精査確認を早急に実施する。

(利用)

基礎原案

基礎案

4. 河川整備の方針

4.5 利用

河川の利用については、環境教育を推進する場という観点も含めて「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。また、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用のは正」を図る。

4.5 利用

河川の利用は、自由使用の原則のもと、環境教育を推進する場という観点等も含めて「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。また、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用のは正」を図る。

(維持管理)

基礎原案

基礎案

4. 河川整備の方針

4.6 維持管理

4.6 維持管理

河川の維持管理は、河川の存する地域の特性を踏まえつつ、洪水、高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるとともに、河川環境の保全・再生の観点を踏まえて行うものとする。

(ダム)

基礎原案

基礎案

4. 河川整備の方針

4.7.3 事業中の各ダムの方針

ダム計画の方針に基づき、これまで事業中の大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについては調査検討を行う。

調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない。

4.7.3 事業中の各ダムの方針

ダム計画の方針に基づき、これまで事業中の大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについては早期に調査検討を行い、状況を適宜公表する。

調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない。

■資料3より

第29会委員会では、資料3「淀川水系流域委員会の今後の任務について（要請）」を用いて、淀川水系流域委員会の任務として、従前に変えて、下記の1~4（河川法に基づき河川整備計画が策定された後は3にかえて4）について要請があり、了承されました。

1. 河川整備計画（案も含む）の実施・検討等計画内容の進捗を点検し意見を述べる。
2. 河川整備計画（案も含む）の変更について意見を述べる。
3. 河川法にもとづき河川整備計画が策定されるまでは「行政機関の行う政策の評価に関する法律」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。
4. 河川法にもとづき河川整備計画が策定された後は「行政機関の行う政策の評価に関する法律」にもとづき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。

従来の淀川水系流域委員会

・淀川水系河川整備計画策定にあたり意見を述べる

・関係住民の意見の反映方法について意見を述べる



今後の淀川水系流域委員会

- ・河川整備計画（案も含む）の実施・検討等計画内容の進捗を点検し意見を述べる
- ・河川整備計画（案も含む）の変更について意見を述べる
- ・河川法にもとづき河川整備計画が策定されるまでは「行政機関の行う政策の評価に関する法律」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる

配布資料リスト

資料リスト		資料請求No
議事次第		R29-A
資料1	前回委員会（2004.2.26）以降の状況報告	R29-B
資料2-1	淀川水系河川整備計画基礎案	R29-C
資料2-2	淀川水系河川整備計画基礎案 比較表	R29-D
資料3	淀川水系流域委員会の今後の任務について（要請）	R29-E
資料4	ファシリテーターとの検討会実施要領	R29-F
資料5	住民対話討論会について	R29-G
資料6	「琵琶湖・淀川流域圏の再生」第1回協議会	R29-H
資料7	今後のスケジュール	R29-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	R29-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



ファシリテーターとの検討会

これまで行われた対話集会について、ファシリテーターが河川管理者からの依頼をどのように受けとめ対話集会を進めていったのか、その良かった点や悪かった点を総括することにより、対話集会をよりよいものにしていくために、ファシリテーターとの検討会が下記のとおり行われました。

ファシリテーターとの検討会

庶務作成

開催日時：2004年5月15日（土） 10:00～13:00
場 所：京都リサーチパーク 西地区4号館 地下1階 バズホール
参加者数：ファシリテーター7名、委員31名、河川管理者17名、一般傍聴者103名

1. 開催概要

①開会の挨拶

淀川水系流域委員会の芦田委員長より開会の挨拶が行われた。

②趣旨説明、経緯説明

三田村委員より今回の検討会の趣旨について説明があり、その後、河川管理者より資料1「住民対話討論会について」をもとに、対話集会の実施経緯について報告が行われた。

③ファシリテーターからの報告（河川敷保全関係）

綾氏、片寄氏、竺氏より、河川敷保全関係の3つの対話集会に関する報告が行われ、その後、意見交換がなされた。

綾 史郎氏（大阪工業大学教授） 「河川敷保全と利用の方向性について」

片寄俊秀氏（関西学院大学教授） 「河川敷保全と利用の方向性について」

竺 文彦氏（龍谷大学教授） 「河川敷保全と利用の方向性について」

④ファシリテーターからの報告（ダム関係）

久保田氏、桑子氏、澤井氏、見上氏より、ダム関係の4つの対話集会に関する報告が行われ、その後、意見交換がなされた。

久保田洋一氏（株）関西総合研究所研究フェロー） 「天ヶ瀬ダム再開発について」

桑子敏雄氏（NPO法人合意形成マネジメント協会理事長）

「川上ダムを含む木津川上流域の将来について」

澤井健二氏（摂南大学教授） 「余野川ダムについて」

見上崇洋氏（立命館大学教授） 「大戸川ダムの計画見直し案について」

⑤会場からの意見聴取

一般傍聴者の中から、2名の方に意見をいただいた。

⑥閉会の挨拶

芦田委員長より閉会の挨拶が行われた。

以上



委員会 委員リスト

2004.5.1現在(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授
9	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
10	川上 聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーキング・市民活動)	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長
12	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長
17	宗宮 功 (環境・利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 助教授
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授
21	田村 悅一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授 立命館大学 名誉教授
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネイト)	子供と川とまちのフォーラム 副代表
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表

No.	氏名	対象分野	所 属 等
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授
29	畠 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 教授
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 特任教授
33	畠野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表
34	藤井 純子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長
37	槇村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長
38	桝屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事
40	松本 鑿	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、環境 (自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水技術部 調査役
46	山村 恒年	法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 理事 江戸川大学 助教授
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 国際京都学協会 理事長
50	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長

注：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第29回委員会（平成16年5月8日）までに、以下の会議が開催されています。

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回～第6回 平成13年開催	第1回～第8回 平成13年開催	第1回～第10回 平成13年開催	第1回～第6回 平成13年開催
第7回 H14/2/1 (金)	第9回 H14/1/24 (木)	第11回 H14/1/26 (土) (意見聴取の会含む)	第7回 H14/1/18 (金)
第8回 H14/2/21 (木)	第10回 H14/2/19 (火) (意見聴取の会含む)	第12回 H14/2/5 (火)	第8回 H14/1/27 (日) (意見聴取の会含む)
第9回 H14/3/30 (土) (意見聴取の会含む)	第11回 H14/3/13 (水)	第13回 H14/3/14 (木)	第9回 H14/2/15 (金)
第10回 H14/4/26 (金)	第12回 H14/4/7 (日)	第14回 H14/4/5 (金)	第10回 H14/3/4 (月)
第11回 H14/5/15 (水)	第13回 H14/5/12 (日)	第15回 H14/5/27 (月)	第11回 H14/6/11 (火)
第12回 H14/6/6 (木)	第14回 H14/6/4 (火) (現地視察)	第16回 H14/6/24 (月)	第12回 H14/7/11 (木)
第13回 H14/7/30 (火)	第15回 H14/6/17 (月)	第17回 H14/7/31 (水)	第13回 H14/8/20 (火)
第14回 H14/9/12 (木)	第16回 H14/7/4 (木)	第18回 H14/9/24 (火)	第14回 H14/10/1 (火)
第15回 H14/12/5 (木)	第17回 H14/8/8 (木)	第19回 H14/11/9 (土)	第15回 H14/10/17 (木)
第16回 H15/1/17 (金)	第18回 H14/10/3 (木)	第20回 H14/12/13 (金)	第16回 H14/11/8 (金)
第17回 H15/1/24 (金)	第19回 H15/3/27 (木)	第21回 H15/7/5 (土)	第17回 H14/12/12 (木)
第18回 H15/2/24 (月)	第20回 H15/4/21 (月)	第22回 H15/7/18 (金)	第18回 H15/7/1 (火)
第19回 H15/3/27 (木)	第21回 H15/5/19 (月)	第23回 H15/8/25 (月)	第19回 H15/8/26 (火)
第20回 H15/4/21 (月)	第22回 H15/6/20 (金)	第24回 H15/9/24 (水)	第20回 H15/9/2 (火)
第21回 H15/5/16 (金)	第23回 H15/7/12 (土)	第25回 H15/10/29 (水)	第23回 H15/10/13 (月)
第22回 H15/6/20 (金)	第24回 H15/9/5 (金)	第26回 H15/12/9 (火)	第20回 H15/10/9 (木)
第23回 H15/7/12 (土)	第25回 H15/9/30 (火)	第27回 H16/2/26 (木)	
第24回 H15/9/5 (金)	第26回 H15/10/29 (水)		
第25回 H15/9/30 (火)	第27回 H15/12/9 (火)		
第26回 H15/10/29 (水)			
第27回 H15/12/9 (火)			
第28回 H16/2/26 (木)			
環境・利用部会	治水部会	利水部会	住民参加部会
第1回 H15/3/8 (土)	第1回 H15/3/8 (土)	第1回 H15/3/8 (土)	第1回 H15/2/24 (月)
第2回 H15/3/27 (木)	第2回 H15/3/27 (木)	第2回 H15/3/27 (木)	第2回 H15/3/27 (木)
第3回 H15/4/10 (木)	第3回 H15/4/10 (木)	第3回 H15/4/14 (月)	第3回 H15/4/11 (金)
第4回 H15/4/17 (木)	第4回 H15/4/14 (月)	第4回 H15/9/2 (火)	第4回 H15/4/18 (金)
第5回 H15/5/29 (木)	第5回 H15/8/25 (月)	第5回 H15/10/24 (金)	第5回 H15/5/27 (火)
第6回 H15/8/25 (月)			第6回 H15/8/28 (木)
第7回 H15/10/15 (水)			第7回 H15/10/23 (木)
その他	設立会 H13/2/1 (木)	シンポジウム H14/6/23 (日)	
	発足会 H13/2/1 (木)	拡大委員会 H14/11/13 (水)	
	第1回 合同懇談会 H13/2/1 (木)	提言説明会 H15/1/18 (土)	
	第1回 合同勉強会 H14/4/11 (木)	しっかりしてや!! 流域委員会 H16/2/28 (土)	

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願ひいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@cyg.fuji-ric.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務

（株）富士総合研究所 大阪支社内



淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.29

2004年6月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 富士総合研究所 大阪支社

研究員：吉岡、堤、松本

事務担当：山根、景山

〒542-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail : yodogawa@cyg.fuji-ric.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーとともに、ホームページでもご覧頂けます。